

資料 3 - 2

事 務 連 絡

平成 17 年 12 月 6 日

各都道府県・各保健所設置市 自動車リサイクル法主管課室 御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

日本オートオークション協議会とりまとめ『リユースコーナー』と
その流札車両の対応について」の送付について

使用済自動車の再資源化に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)の施行につきましては、日頃よりご尽力をいただき、御礼申し上げます。

さて、昨今、オークションにより取引される中古自動車の台数が増加していますが、オークションで流札した車両については、中古自動車から使用済自動車となる時期及びその最終所有者となるべき者の考え方が必ずしも明確ではなかったところです。

このため、日本オートオークション協議会と経済産業省で協議した結果、同協議会において、低年式車、多走行車等を取り扱う「リユースコーナー」(類似の名称のコーナーを含む。)とその流札車両の対応につき、別添のとおり整理の上、同協議会の参加会場に対して送付し、本年 11 月の早い時期からの実施を要請していますので、ご了承ください。

日本オートオークション協議会における標記の対応は、オークションにおける中古自動車と使用済自動車の区分の明確化に資するものであり、貴都道府県・保健所設置市におかれては、この趣旨を踏まえ、引き続き、自動車リサイクル法の適正な施行に努めていただきますようお願いいたします。

以上NAK-05-0060

平成17年10月26日

日本オートオークション協議会
参加会場会場代表者各位
参加会場事務局責任者各位

日本オートオークション協議会
事務局長 大庭 健路

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当日本オートオークション協議会にご理解、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。下記の通りご案内致しますので宜しくお願い致します。

敬具

「リユースコーナー」とその流札車輛の対応について

当協議会参加のオークション会場の、「リユースコーナー」とその類似する低年式、多走行、低価格などの「独立したコーナー」は商品中古車の市場であり、使用済み自動車、使用済み自動車と判断される車輛の市場ではありません。

この件に関して、経済産業省、当協議会の運営委員会、専門部会で検討を重ねその内容につきましては、毎月の「NAKニュース」などでご案内済みです。

しかしながら、一部にそのコーナーの流札車輛の対応などに不確定な部分もあり、又会場作成のチラシ、リーフレットなどに不適当な表現も散見されます。

過日、経済産業省、当協議会の運営委員会、専門部会で「リユースコーナー」とその類似コーナーの持ち方と、その際の流札車輛の対応について、及び会場作成のチラシ、リーフレット作成の際の注意事項について取りまとめを致しました。

別紙に取りまとめをご案内致しますのでご一読頂き、会場によっては「規約改正」の必要がある場合には規約改正をし、参加会員宛に主旨の徹底を御願いしたいと思います。

経済産業省からの要請もあり、当協議会事務局としましては、会場の準備が出来次第、11月の早い時期から参加会場が新基準でスタートできる事を希望致します。

本件に関しまして、疑問点などありましたら、事務局にご照会下さい。よろしくお願い致します。

以上

平成 17 年 10 月 26 日

リユースコーナー（類似コーナー）の流札車両についての取扱について

- 低年式、多走行、低価格車両の取引は、各会場により様々な呼称を使用しているが、独立したそれらの「専属コーナー」に出品される低年式、多走行、低価格車両等を対象車両とする。

呼称例 リユースコーナー、お買い得、掘り出し物、低価格等

- オークション会場の考え方
オークション会場は商品車としての中古車の「市場」で「使用済み自動車、使用済み自動車と判断される自動車」は出品できない。
- その中で「リユースコーナー」の流札車両の取扱について

1. 出品店が一度オークションにかけた結果、流札した車両の取扱

① 出品店が持ち帰る

② 出品店の希望により「使用済み自動車」として、解体業者を斡旋する。

- ・リサイクル料金は出品店の負担となる
- ・その際の引渡し条件等は当事者間での協議による
- ・会場は斡旋を行なっているだけのため、自動車リサイクル法上の業務を行なう必要はない（この解体業者は引き取り業の登録を行なっていることが必要）

③ 希望により会場が引取りまたは買取りをする。

- ・その車両が「使用済み自動車」であるか「中古車」であるかを会場が精査した上で、出品店と合意の上、以下の（イ）または（ロ）の方法により、引き取りまたは買取りをする。

（イ）「使用済み自動車」として引き取る場合

- ・会場は自動車リサイクル法上の「引き取り業者」としての登録が必要
- ・会場は引き取り報告、リサイクル券の発行などの諸業務を行なう事が必要
- ・リサイクル料金は出品店の負担となる
- ・その際の引渡し条件等は当事者間での協議による

（ロ）会場が中古車として市場価値があると判断し、「中古車」として買い取る場合

- ・再度セリにかけた後、再度流札した場合は、会場の判断により「使用済み自動車」として解体業者に引き渡す事になるが、この場合のリサイクル料金は、会場の負担となる

2. 出品店が複数回（例えば二回）オークションにかけた結果、流札した車輛の取扱

- ・中古車としての市場価値がないと判断されるため、上記①、②又は③（イ）のいずれかに従うことが必要。

3. その他

- 各会場は、上記対応に関して、規約改正が必要な場合は規約を改正し、会員宛に周知徹底をお願いします。
- 当協議会事務局としては、経済産業省からの要請もあり、11 月以降の早い時期に「専属コーナー」を持つ参加会場が新基準でのスタートを希望します。
- 各会場が作成の独自チラシのなかに表現に不適当なものについてはご注意ください。
（例）
 - ・「流札車輛、リサイクル料金は当会場が負担」
 - ・「全車両、中古車で買取り」
 - ・「全車輛買取り」等
- 協議会の作成した会場掲示用ポスター（和文、英文別紙例）を10月下旬に参加会場に配布致します。会場内に掲示をお願い致します。

以上

ご注意

当AA会場、参加会員の皆様へ

1. オークション会場は中古車を売買する市場であり、使用済自動車及び使用済自動車と判断される車輛の出品は出来ません。
当会場で使用済自動車と判断した車輛は、当会場では中古車として取扱出来ません。
2. 落札した中古自動車を輸出する場合は、道路運送車輛法第15条に基づく輸出抹消登録等が必要です。
3. 落札した車輛を中古自動車として輸出する場合は、解体行為は出来ません。
4. 落札した車輛を解体(ハーフカット、ノーズカット等を含む)する場合には、自動車リサイクル法に基づく処理(解体業の許可及びリサイクル料金の納付等)が必要です。
5. 上記のような違法行為を行った場合には、会員資格を停止する場合があります。

CAUTION

To the members of our auto auction

1. Our auction site provides all participants with exclusive opportunities for the sale of **USED VEHICLES ONLY**. In this regard, we will not accept any End-of-Life Vehicles (ELVs). Any vehicle which is classified, by our designated officials, as an ELV will not be accepted for sale at our auto auctions.
2. A Export Certificate is needed, if you plan to export any used vehicle bought at one of our auctions.
3. If you plan to export a used vehicle, you will be prohibited to dismantle or scrap it.
4. If you plan to dismantle or scrap a vehicle bought at one of our auctions, for any reason whatsoever (this includes a complete body half-cut or nose-cut), you will be required to pay recycling fees and obtain an authorized license for dismantling/scraping (as prescribed by the Automobile Recycling Law).
5. Any person contravening any of the above rules may be disqualified from our membership

NAK Nippon Auto Auction Association

(NAK: The only nationwide association <Kyogikai> in Japan)